

範囲が拡大された公益法人の特定費用準備資金

特定費用準備資金の要件を検討するに際して重要なことは、将来、公益目的事業のために特別に支出する費用であるか否かということであるべきです。

各公益法人は自らの状況を見極めた上で、今回の取扱いに安易に飛びつくことなく、理論構成をしっかりと立てて望む必要があります。

<https://matsui-jicpa.net/public-specific-expense/>